

証券コード 4579

平成24年3月13日

株 主 各 位

愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
ラクオリア創薬株式会社
代表取締役 長 久 厚

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年3月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成24年3月29日（木曜日）午前11時 |
| 2. 場 所 | 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第4期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.raqualia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### (全般的概況)

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災や原子力発電所事故災害の影響により、震災直後に急速に悪化する動きもみられました。また、ヨーロッパの財政金融問題に端を発する世界的な信用不安や急激な円高進行等の影響を受け、景気は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

製薬業界におきましては、薬価切下げや後発医薬品の使用促進を軸とする政府の医療費抑制策が進行する中、大型新薬の特許切れが相次ぐ、いわゆる「2010年問題」に直面し、新たな収益源となる新薬開発が重要な課題となっております。

このような環境の中、当社は、開発化合物の継続的な創出、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、平成23年3月に、明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）との間でジプラシドン（RQ-00000003）の日本における製品化に向けた再許諾契約を、また、同年7月には、CJ CheilJedang Corporation（韓国）との間で5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-00000010）の製品化に向けた導出契約を締結し、事業収益（契約一時金収入）を計上しております。

以上の結果、当事業年度の事業収益は684百万円（前期比42.3%減）、営業損失は1,916百万円（前期営業損失1,345百万円）、経常損失は1,906百万円（前期経常損失1,295百万円）、当期純損失は1,916百万円（前期当期純損失1,307百万円）となりました。なお、事業費用の総額は2,600百万円（前期比2.7%増）であり、そのうち事業原価は11百万円（前期比88.8%減）、研究開発費は1,660百万円（前期比0.5%増）、その他の販売費及び一般管理費は928百万円（前期比19.4%増）となりました。

## (研究開発の状況)

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、1,660百万円となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

### イ. 探索段階

過敏性腸症候群（IBS）を主たる適応症とした5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬及びCB<sub>2</sub>作動薬のプロジェクト並びに機能的胃腸症（FD）を主たる適応症としたモチリン受容体作動薬のプロジェクトでは、化合物の特定を終了し、有効性の確認及び初期安全性評価を引き続き進めました。

また、神経因性疼痛を主たる適応症としたT型カルシウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、平成21年度に同定されたりード化合物群をもとに化合物の最適化を進め、薬理評価を行うに相応しい化合物を見出しました。また、他の適応症での可能性についても並行して検討を進めました。

同じく神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM5遮断薬のプロジェクトでは、絞り込んだ開発候補化合物の有効性及び安全性の特性評価を進めましたが、薬物動態に基づく安全性に懸念があることからこれ以上の特性評価を中止し、新たな開発化合物の創出を目指し、探索を再開しました。

また、炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたNav1.3、Nav1.7、Nav1.8を統合したナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、化合物の最適化及び特性評価を継続して進めました。

さらに、初期のプロジェクトとして進めているN型カルシウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、複数の新規化合物シリーズを見出し、最適化に向けて特性評価を進めました。

なお、特定のイオンチャンネルプロジェクトについては、有効性及び安全性の高い開発化合物の創出を目指し、平成22年12月よりEli Lilly and Company（米国）と継続して共同研究を進めております。

### ロ. 開発段階

#### a) EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007及びRQ-00000008）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及びび癌等への適応の可能性があると考えており、当事業年

度においては、当社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証に関する追加試験を行いました。

上記に加え、RQ-00000007については、適応症拡大に伴う臨床開発を推進するために、薬物動態試験及び毒性試験を追加実施しました。また、RQ-00000008では、臨床試験の開始に必要な安全性薬理試験を追加実施しました。

**b) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬 (RQ-00000009)**

アルツハイマー病を適応症とした本開発化合物は、当事業年度においては、動物を用いた薬効薬理試験で、脳内アセチルコリンに対する影響の評価を終了いたしました。

**c) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬 (RQ-00000010)**

胃食道逆流症 (GERD) を適応症とした本開発化合物については、臨床第 I 相試験を開始するために必要な毒性試験を含む非臨床試験を終了しております。当事業年度においては、治験薬概要書及び治験実施計画書の作成、治験薬の製造等、臨床第 I 相試験の準備を行いました。

**d) アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)**

GERDを適応症とした本開発化合物については、前事業年度に米国にて臨床第 I 相試験での投与と観察を終了しております。当事業年度においては、総括報告書を作成し、米国食品医薬品局 (FDA) へ提出いたしました。

**② 設備投資の状況**

当事業年度に実施しました設備投資の総額は16百万円であります。

その主なものは、業務の効率化を目的としたソフトウェアの改修及び分析装置の買い替え等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

**③ 資金調達状況**

当社は、平成23年7月に大阪証券取引所JASDAQ市場グロースに上場いたしました。上場に当たり、普通株式4,000千株の公募増資(払込金額1株につき1,480円)を実施し、総額5,920百万円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 1 期<br>(平成20年12月期) | 第 2 期<br>(平成21年12月期) | 第 3 期<br>(平成22年12月期) | 第 4 期<br>(当事業年度)<br>(平成23年12月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 事業収益 (千円)          | —                    | —                    | 1,186,759            | 684,202                         |
| 経常損失 (千円)          | △2,903,476           | △2,638,527           | △1,295,839           | △1,906,429                      |
| 当期純損失 (千円)         | △2,899,748           | △2,642,327           | △1,307,679           | △1,916,269                      |
| 1株当たり<br>当期純損失 (円) | △4,207,536.19        | △2,642,327.53        | △261,094.08          | △172.85                         |
| 総資産 (千円)           | 6,690,678            | 4,111,171            | 4,460,773            | 8,379,143                       |
| 純資産 (千円)           | 6,522,251            | 3,879,923            | 4,191,144            | 8,174,470                       |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | △2,889,749.00        | △5,532,076.52        | 180,902.28           | 616.14                          |

- (注) 1. 当社は、平成20年2月19日設立のため、第1期は平成20年2月19日から平成20年12月31日までの約11ヶ月間となっております。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
4. 平成23年1月28日付で1株につき400株の割合で株式分割を行っており、第4期の1株当たり当期純損失は、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

研究開発型の創薬企業である当社においては、有望な開発化合物を創出すること、創出した開発化合物を次の開発段階に進めることにより導出に近づけること、個々の開発化合物について最適な導出先を開拓し導出すること、の3点を進めることが企業価値の向上へとつながります。このような認識のもとで、当社は、対処すべき課題を次のように考えております。

##### ① 導出推進体制の強化

当社の所有する開発化合物の導出を実現するため、事業戦略に基づき導出先の開拓を継続的に強化していくことが課題と考えております。当社では、この課題に対して以下の方策を採っております。

- ・ 導出を成功に導くためには、適切な導出先企業の選択と顧客にとって最適な導入のタイミングを判断することが重要であります。そのため、顧客情報の収集・分析を一層強化するよう努めてまいります。
- ・ 製薬会社等で導出活動に経験を有する優秀な人材の採用、実務を通じた社内教育、さらには経験豊富な外部アドバイザーの活用等により、営業活動の水準の高度化を図ってまいります。
- ・ 可能な限りライセンス部門に経営資源を配分し、導出候補先ライセンス部門への働きかけはもとより、経営陣、研究開発部門の責任者、その他あらゆる人的関係を通じてアプローチを行ってまいります。

##### ② プロジェクト推進体制の強化

当社ポートフォリオにある開発化合物について、その価値を高める質の高いデータを迅速かつ効率的に取得するために、外部リソースを柔軟に組み合わせることで初期の臨床開発を進めること、さらにはそのためのプロジェクト推進体制を整備することが課題と考えております。当社では、この課題に対して以下のような方策を採っております。

- ・ 開発業務のあらゆる分野において、質の高い外部委託先を確保すべく、その候補の継続的な調査と評価を行い、これらの外部委託先との緊密な協働により質の高い開発業務を実施するよう努めてまいります。
- ・ 当該分野に優れたコンサルタント会社を活用して、顧客となる製薬会社のビジネスニーズについての情報を収集し、開発化合物の価値を高める適応症戦略を策定するよう努めます。この戦略に基づき、各開発化合物の導出において鍵となる試験成績を短期間に低コストで得るための開発計画を立案・実行するよう努めてまいります。

- ・ 臨床、CMC（医薬品の開発及び承認申請における、化学、製造の管理及び品質保証に関わる業務）、毒性、薬事、プロジェクトマネジメント等、開発段階の鍵となる専門性については、社内での人材育成や必要に応じた新規採用のみならず、外部専門家も積極的に活用して、開発体制を強化していく方針であります。

### ③ 研究開発ポートフォリオの強化

継続的に開発化合物を創出するためには、新規プロジェクトを既存の研究開発ポートフォリオへ継続的に追加していくことが重要と考えております。この課題に対して以下のような方策を採っております。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用することにより、社内で新規標的分子を見出し、プロジェクトを増加させるよう努めてまいります。
- ・ 充実した薬理モデルを当社が所有する疼痛疾患及び消化管疾患以外の領域については、特に外部研究機関との共同研究を活用し、プロジェクトを追加するよう努めてまいります。
- ・ 既存の研究開発ポートフォリオにあるプロジェクトを活用し、新しい適応症を目指す新規プロジェクトを展開するよう努めてまいります。

### ④ 薬事関連法規制を遵守する体制の更なる充実

医薬品の研究開発は、各国の薬事規制当局の基準に従い、有効性・安全性及び品質が確立された医薬品を創出する必要があります。当社は、設立直後からこれらの基準を遵守する体制の構築を強く意識し、SOP（研究開発に関する標準手順書）の作成・改定やこれらの基準に関する社員教育を実施し、事業活動を行ってまいりました。今後も、上述の基準について常に最新の情報を収集するとともに、遵守体制の更なる強化に努めていく方針であります。

### ⑤ 財務基盤の強化

当社では、研究開発活動の進捗に伴い、第1期事業年度から第4期事業年度に至るまで、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も研究開発投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく、探索研究、前臨床試験及び初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物の導出を実現するとともに、公的制度の活用も含めた資金調達手段の多様化を検討し、今後の継続的な事業継続のための財務基盤の強化を図っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（平成23年12月31日現在）

当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成23年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地            |
|-----|------------------|
| 本社  | 愛知県知多郡武豊町字5号地2番地 |

(7) 使用人の状況（平成23年12月31日現在）

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 81名     | 2名増       | 43.7歳   | 3.2年   |

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、臨時従業員数（人材派遣会社からの派遣社員）は、含んでおりません。  
2. 当社は設立第4期であり、第1期は平成20年7月に事業を開始していることから、平均勤続年数は記載のとおりとなっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年12月31日現在）

当社は、借入を行っておりません。



## 2. 株式の状況（平成23年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 37,068,800株

(注) 平成23年1月28日付で実施した株式分割（1：400）により、発行可能株式総数は36,976,128株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 13,267,200株

(注) 1. 平成23年1月28日付で実施した株式分割（1：400）により、発行済株式の総数は9,244,032株増加しております。

2. 平成23年7月20日付の大阪証券取引所JASDAQ市場グロースへの新規上場に伴う新株式の発行により、発行済株式の総数は4,000,000株増加しております。

(3) 株主数 6,787名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                          | 持株数        | 持株比率   |
|----------------------------------------------|------------|--------|
| CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED | 2,296,000株 | 17.30% |
| NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合                    | 1,834,400株 | 13.82% |
| ファイザー株式会社                                    | 1,772,000株 | 13.35% |
| NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合                    | 1,100,800株 | 8.29%  |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合                      | 320,000株   | 2.41%  |
| 長久 厚                                         | 252,000株   | 1.89%  |
| JKPE合同会社                                     | 240,000株   | 1.80%  |
| ユーテック一号投資事業有限責任組合                            | 240,000株   | 1.80%  |
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社                          | 185,800株   | 1.40%  |
| コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合                         | 160,000株   | 1.20%  |

(注) 自己株式は所有していません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年12月31日現在）

|                             |                   | 第3回新株予約権                                                                                                                                                        | 第7回新株予約権                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成20年9月5日                                                                                                                                                       | 平成21年7月28日                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の数                     |                   | 190個                                                                                                                                                            | 20個                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 76,000株<br>(新株予約権1個につき400株)                                                                                                                                | 普通株式 7,980株<br>(新株予約権1個につき399株)                                                                                                                                        |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 1,275円                                                                                                                                               | 新株予約権1個当たり 1,288円                                                                                                                                                      |
| 権利行使期間                      |                   | 平成22年10月16日から平成30年7月31日まで。<br>但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。<br>なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、行使することができる。 | 平成24年6月12日から平成31年7月27日まで。<br>但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。<br>なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。 |
| 行使の条件                       |                   | (注) 1                                                                                                                                                           | (注) 2                                                                                                                                                                  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | —                                                                                                                                                               | 新株予約権の数： 20個<br>目的となる株式数： 7,980株<br>保有者数： 1名                                                                                                                           |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 5個<br>目的となる株式数： 2,000株<br>保有者数： 1名                                                                                                                     | —                                                                                                                                                                      |
|                             | 監査役               | —                                                                                                                                                               | —                                                                                                                                                                      |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
  - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
  - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
  - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
  - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                      |
|----------|---------|-----------------------------------|
| 代表取締役    | 長 久 厚   |                                   |
| 取 締 役    | 土 屋 進   | 常務執行役員（人事総務 兼 品質保証担当）             |
| 取 締 役    | 谷 直 樹   | 常務執行役員（ライセンス担当）                   |
| 取 締 役    | 小 泉 信 一 | 常務執行役員（研究担当）                      |
| 取 締 役    | 平 井 昭 光 | レックスウェル法律特許事務所 代表パートナー            |
| 常勤監査役    | 井 上 尚 治 |                                   |
| 監 査 役    | 本 間 靖   |                                   |
| 監 査 役    | 縣 久 二   | 太陽誘電株式会社 社外取締役<br>テムリック株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 平井昭光氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役 井上尚治氏及び監査役 縣久二氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役 縣久二氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の9名であります。

| 地 位     | 氏 名       | 担 当 部 門         |
|---------|-----------|-----------------|
| 常務執行役員  | 土 屋 進     | 人事総務部門 兼 品質保証部門 |
| 常務執行役員  | 谷 直 樹     | ライセンス部門         |
| 常務執行役員  | 小 泉 信 一   | 研究部門            |
| 常務執行役員  | 古 田 晃 浩   | I T部門           |
| 常務執行役員  | 二 井 智 子   | 開発部門            |
| 執 行 役 員 | 堀 井 三 四 郎 | 財務経理部門          |
| 執 行 役 員 | 稲 垣 泰 介   | アライアンス部門        |
| 執 行 役 員 | 池 田 和 博   | 法務・I R部門        |
| 執 行 役 員 | 河 田 喜 一 郎 | 経営企画部門          |

## (2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退 任 日       | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                                                                     |
|---------|-------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成 田 宏 紀 | 平成23年10月31日 | 辞任   | 社外取締役<br>大和企業投資株式会社 投資第一部副部长<br>兼 VC投資第四課長<br>株式会社リボミック 社外取締役<br>株式会社レグイミューション 社外取締役<br>テムリック株式会社 社外取締役 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>( 1) | 37,680千円<br>( 6,000) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>( 2)  | 11,733<br>( 9,933)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>( 3)  | 49,414<br>( 15,933)  |

- (注) 1. 平成23年10月31日をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)については、無支給であるため、上記には含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、年額90,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内)と決議いただいております(但し、使用人分給与は含まない)。
4. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月26日開催の定時株主総会において、年額16,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 元取締役 成田宏紀氏は、大和企業投資株式会社 投資第一部副部長 兼 VC投資第四課長であります。同社は、当社の株式を所有する投資事業組合の業務執行者であります。  
また、株式会社リボミック、株式会社レグイミュン及びテムリック株式会社の社外取締役であります。同3社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- 取締役 平井昭光氏は、レックスウェル法律特許事務所の代表パートナー及び株式会社アルファジェンの元代表取締役であります。同事務所及び同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- 監査役 縣久二氏は、太陽誘電株式会社の社外取締役並びにテムリック株式会社の社外監査役であります。同2社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 成田 宏紀   | 取締役退任までの当事業年度中に開催した取締役会24回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。      |
| 取締役 平井 昭光   | 当事業年度に開催した取締役会29回すべてに出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。          |
| 常勤監査役 井上 尚治 | 当事業年度に開催した取締役会29回すべて、また、監査役会16回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |
| 監査役 縣 久二    | 当事業年度に開催した取締役会29回すべて、また、監査役会16回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,250千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,650千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、上場申請に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、必要に応じて取締役会、監査役会に報告するものとする。
- ③ 法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設ける。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、定款、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。



- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めに関わらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、執行役員会規程等の社内規程に基づき事前に執行役員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を整備する。
- ④ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を監査役会規則内に定め、代表取締役は監査役会が当該使用人を置く必要があると認めるときは、監査役会と協議し、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ② 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、それぞれ取締役会規則並びにコンプライアンス規程内に定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、研究開発活動を開始してから日も浅く、今後も継続して研究開発活動を実施していく必要があることから、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

## 貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額        |
|-----------|-----------|--------------|------------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 7,783,270 | 流動負債         | 204,673    |
| 現金及び預金    | 7,672,312 | 未払金          | 99,295     |
| 売掛金       | 1,355     | 未払費用         | 76,911     |
| 原材料及び貯蔵品  | 45,112    | 未払法人税等       | 22,569     |
| 前渡金       | 31,927    | 預り金          | 5,897      |
| 前払費用      | 13,842    | 負債合計         | 204,673    |
| その他       | 18,720    |              |            |
| 固定資産      | 595,873   | (純資産の部)      |            |
| 有形固定資産    | 68,333    | 株主資本         | 8,203,675  |
| 建物        | 41,876    | 資本金          | 8,489,850  |
| 構築物       | 16,666    | 資本剰余金        | 3,773,850  |
| 機械及び装置    | 385       | 資本準備金        | 3,773,850  |
| 工具、器具及び備品 | 9,403     | 利益剰余金        | △4,060,024 |
| 無形固定資産    | 26,009    | その他利益剰余金     | △4,060,024 |
| 商標権       | 2,334     | 繰越利益剰余金      | △4,060,024 |
| ソフトウェア    | 23,470    | 評価・換算差額等     | △29,205    |
| その他       | 203       | その他有価証券評価差額金 | △29,205    |
| 投資その他の資産  | 501,531   |              |            |
| 投資有価証券    | 427,515   |              |            |
| 長期前払費用    | 4,589     |              |            |
| 差入保証金     | 69,427    | 純資産合計        | 8,174,470  |
| 資産合計      | 8,379,143 | 負債及び純資産合計    | 8,379,143  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 事 業 収 益        |           | 684,202    |
| 事 業 費 用        |           |            |
| 事 業 原 価        | 11,429    |            |
| 研 究 開 発 費      | 1,660,952 |            |
| その他の販売費及び一般管理費 | 928,431   | 2,600,814  |
| 営 業 損 失 (△)    |           | △1,916,612 |
| 営 業 外 収 益      |           |            |
| 受 取 利 息        | 2,214     |            |
| 有 価 証 券 利 息    | 759       |            |
| 補 助 金 収 入      | 43,164    |            |
| そ の 他          | 9,405     | 55,543     |
| 営 業 外 費 用      |           |            |
| 株 式 交 付 費      | 22,820    |            |
| 為 替 差 損        | 8,321     |            |
| 株 式 公 開 費 用    | 5,920     |            |
| 雑 損 失          | 8,298     | 45,360     |
| 経 常 損 失 (△)    |           | △1,906,429 |
| 税引前当期純損失 (△)   |           | △1,906,429 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 9,840     | 9,840      |
| 当 期 純 損 失 (△)  |           | △1,916,269 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |               |                 | 株主資本合計     |
|--------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |            |
|                          |           | 資 本 準 備 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |                 |            |
| 平成22年12月31日 残高           | 5,529,850 | 813,850   | △2,143,755    |                 | 4,199,944  |
| 事業年度中の変動額                |           |           |               |                 |            |
| 新株の発行                    | 2,960,000 | 2,960,000 |               |                 | 5,920,000  |
| 当期純損失 (△)                |           |           | △1,916,269    |                 | △1,916,269 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) |           |           |               |                 |            |
| 事業年度中の変動額合計              | 2,960,000 | 2,960,000 | △1,916,269    |                 | 4,003,730  |
| 平成23年12月31日 残高           | 8,489,850 | 3,773,850 | △4,060,024    |                 | 8,203,675  |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|------------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 平成22年12月31日 残高           | △8,800                  | △8,800              | 4,191,144  |
| 事業年度中の変動額                |                         |                     |            |
| 新株の発行                    |                         |                     | 5,920,000  |
| 当期純損失 (△)                |                         |                     | △1,916,269 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) | △20,405                 | △20,405             | △20,405    |
| 事業年度中の変動額合計              | △20,405                 | △20,405             | 3,983,325  |
| 平成23年12月31日 残高           | △29,205                 | △29,205             | 8,174,470  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

#### ② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品            2～4年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。この変更による損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 396,837千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数  | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 23,168株    | 13,244,032株 | 一株         | 13,267,200株 |

(注) 発行済株式の総数の増加は、株式分割(1:400)による増加9,244,032株及び新規上場に伴う新株式の発行による増加4,000,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第3回新株予約権 |
|------------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 76,000株  |
| 新株予約権の残高   | 190個     |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全で流動性の高い短期的な預金等に限定する方針であります。なお、デリバティブは、利用しておりません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。

投資有価証券（外貨建）は、事業上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社社屋の賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください）。

|          | 貸借対照表計上額<br>(*) | 時価<br>(*)   | 差額   |
|----------|-----------------|-------------|------|
| ① 現金及び預金 | 7,672,312千円     | 7,672,312千円 | —千円  |
| ② 売掛金    | 1,355           | 1,355       | —    |
| ③ 差入保証金  | 69,427          | 69,291      | △136 |
| ④ 未払金    | (99,295)        | (99,295)    | —    |
| ⑤ 未払法人税等 | (22,569)        | (22,569)    | —    |
| ⑥ 預り金    | (5,897)         | (5,897)     | —    |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

##### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

###### ① 現金及び預金、並びに② 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



③ 差入保証金

この時価の算定は、契約毎に契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

④ 未払金、⑤ 未払法人税等、並びに⑥ 預り金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額427,515千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上記には含めておりません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の減価償却に係る損金算入限度超過額等でありますが、その全額について評価性引当額を計上しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 616円14銭

(2) 1株当たり当期純損失（△） △ 172円85銭

当社は、平成23年1月28日付で1株につき400株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は452円26銭であります。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年2月9日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 中 浜 明 光 ㊦ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐 野 明 宏 ㊦ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西 原 浩 文 ㊦ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月15日

ラクオリア創薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井上尚治 ㊟

監査役 本間靖 ㊟

監査役（社外監査役） 縣久二 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | なが ひさ あつし<br>長 久 厚<br>(昭和31年7月27日生) | 昭和59年9月 Pfizer Inc. (米国ファイザー社) 入社<br>昭和62年12月 台糖ファイザー(株) (現ファイザー(株)) 入社<br>平成12年2月 同社 取締役 中央研究所長<br>平成17年2月 同社 常務取締役 研究開発担当<br>平成20年2月 当社設立<br>当社 取締役<br>平成20年7月 当社 代表取締役 (現任)                                                                                     | 252,000株           |
| 2         | つち や すすむ<br>土 屋 進<br>(昭和25年4月3日生)   | 昭和49年4月 台糖ファイザー(株) (現ファイザー(株)) 入社<br>平成10年10月 同社 中央研究所 研究人事部長<br>平成11年12月 同社 中央研究所 研究管理統括部長<br>平成20年7月 当社 入社<br>当社 常務執行役員 (人事総務担当)<br>平成22年3月 当社 取締役 (現任)<br>平成23年9月 当社 常務執行役員 (人事総務 兼<br>品質保証担当) (現任)                                                             | 42,000株            |
| 3         | たに なお き<br>谷 直 樹<br>(昭和23年3月23日生)   | 昭和48年4月 藤沢薬品工業(株) (現アステラス製薬(株)) 入社<br>昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当<br>平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部<br>ライセンス部長<br>平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授<br>平成22年4月 当社 入社<br>当社 執行役員 (事業開発担当)<br>平成22年10月 当社 取締役 (現任)<br>平成23年4月 当社 常務執行役員 (事業開発担当)<br>平成23年9月 当社 常務執行役員 (ライセンス担<br>当) (現任) | 一株                 |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>の<br>当<br>社<br>株<br>式<br>数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 4         | こ いづみ しん いち<br>小 泉 信 一<br>(昭和31年4月5日生) | 昭和61年6月 米国国立衛生研究所 (NIH)<br>平成元年6月 日本チバガイギー(株) (現ノバルティス<br>ファーマ(株)) 入社<br>スイス本社制癌研究部<br>平成12年8月 同社 つくば研究所 研究本部<br>創薬生物研究部 部長<br>平成16年10月 ファイザー(株) 入社 中央研究所<br>探索研究所 生物科学研究統括部<br>シニアリサーチフェロー<br>平成20年7月 当社 入社<br>当社 常務執行役員 (研究担当) (現<br>任)<br>平成23年3月 当社 取締役 (現任) | 42,000株                            |
| 5<br>※    | ふる た あき ひろ<br>古 田 晃 浩<br>(昭和35年6月5日生)  | 昭和61年3月 日本デジタルイクイップメント(株) 入社 技術部<br>平成3年4月 同社 SE部<br>平成5年11月 ファイザー製薬(株) (現ファイザー(株)) 入社<br>中央研究所 情報技術室主任<br>平成12年4月 同社 情報管理部情報技術室室長<br>平成15年1月 同社 研究人事・人材開発部部長<br>平成20年7月 当社 入社<br>当社 常務執行役員 (IT担当) (現<br>任)                                                      | 44,000株                            |
| 6         | ひら い あき みつ<br>平 井 昭 光<br>(昭和35年3月11日生) | 平成2年3月 司法研修所卒業<br>平成7年6月 ワシントン大学ロースクールLL.M修了<br>平成11年4月 レックスウェル法律特許事務所設立<br>同事務所 代表パートナー (現任)<br>平成20年7月 当社 監査役<br>平成21年3月 (株)アルファジェン 代表取締役<br>平成22年3月 当社 取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>レックスウェル法律特許事務所 代表パートナ                                                    | 80,000株                            |

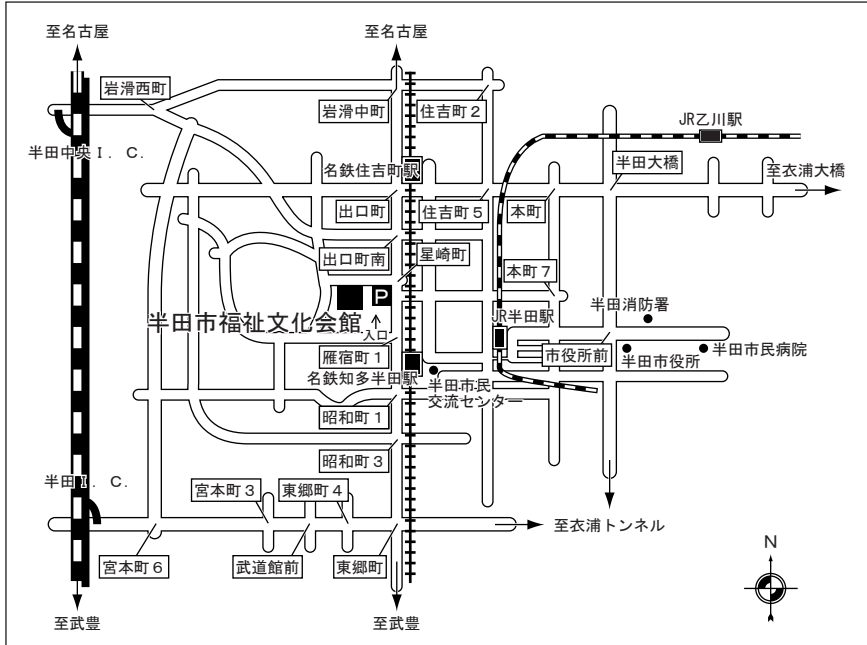
| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株<br>式の数 |
|-----------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7<br>※    | あおき はつ お<br>青木 初夫<br>(昭和11年4月8日生) | 昭和35年4月 藤沢薬品工業㈱ (現アステラス製薬㈱) 入社<br>昭和63年6月 同社 取締役<br>平成5年1月 同社 常務取締役<br>Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO<br>平成7年6月 同社 代表取締役専務取締役<br>平成11年6月 同社 代表取締役取締役社長<br>平成17年4月 同社 代表取締役会長<br>平成18年6月 同社 代表取締役共同会長<br>平成20年6月 同社 相談役<br>平成22年6月 同社 アドバイザー<br>平成23年8月 当社 顧問 (現任) | 一株                  |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 平井昭光氏及び青木初夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 平井昭光氏については、弁護士、弁理士としての豊富な経験並びに分子生物学を中心とする幅広くかつ奥深いバイオテクノロジー分野での学識・経験を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 青木初夫氏については、経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を有していることから、同氏の持つこれらの知識を当社の経営に生かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 平井昭光氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、平井昭光氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としており、平井昭光氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、青木初夫氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会場** 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1  
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂



### 交通 電車でご来場の場合

名鉄河和線「知多半田駅」より徒歩3分

JR武豊線「半田駅」より徒歩15分

### お車でご来場の場合

知多半島道路「半田中央インター」より約3km

なお、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、できる限り、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。